

「みんなの居場所」スタートアップ事業 Q&A

(2025.4.10 現在)

Q1 活動を開始して、結果として利用する人が集まらなかった場合はどうなるのか。

A1 経費の返還などは想定していません。但し、利用者がいないのに利用者に係る経費がかかっている場合には相談させていただくこともありますので、ご了承ください。

Q2 他の助成金を受けても対象となるのか。

A2 経費の区分ができれば対象となります。但し、受けている(又は受ける予定の)助成金での制限等について、事前にご確認ください。

Q3 法人格がない団体でも申請できるのか。

A3 法人格のある団体でも、任意団体でも対象となります。

Q4 コロナの影響で休止していたが、再開する場合は対象となるのか。

A4 対象が「居場所の活動を今後行う予定か、活動を開始して1年未満の個人又は団体」となっておりますので、休止期間を含めて、この要件に該当すれば対象となります。(要綱第3条)

Q5 現在も「居場所」の活動を開始しているが、新たに開始した場合は対象となるのか。

A5 新たに開始した活動として対象の可否については、次のとおり整理しています。

① 新たな対象者で「居場所」をスタートした場合⇒対象

② 対象者が同じで「居場所」を増やした場合⇒対象外

「居場所」を県内に広げることを目的としている事業でありますので、同じ活動を活発化させるための活動は、この事業では対象外としていますので、ご了承ください。

Q6 今の活動をやめて、新たに活動を始めた場合は対象となるのか。

A6 対象が「居場所の活動を今後行う予定か、活動を開始して1年未満の個人又は団体」となっておりますので、内容が新たな活動であり、この要件に該当すれば対象となります。(要綱第3条)

Q7 最初は年4回で開催したいと考えているが、スタートアップ事業の対象となるか。

A7 要綱にあるように「年6回以上の定期的な開催を目指していること」とありますので、現在は年4回でも助成金を受けている間に6回以上、開催していただければ対象となります。

Q8 年6回は夏休みと冬休みだけでもいいか。

A8 「年6回以上の定期的な開催」は、休み期間に集中した開催を意味しているわけではないので、対象外になります。

Q9 運営者の旅費で、移動にタクシーを利用したいが対象になるか。

A9 タクシーでの移動にかかる料金は対象外になります。